## 株式会社七十七銀行での信託商品代理店販売開始および 同行向け販売支援アプリの提供開始について

みずほ信託銀行株式会社(社長:梅田 圭)は、2021年4月1日より、株式会社七十七銀行(頭取:小林 英文)を代理店として、七十七銀行の独自の商品名をつけた暦年贈与型金銭信託「<七十七>現在のあなたへ」(以下、暦年贈与型金銭信託)の取り扱いを開始しました。

同時に、七十七銀行向けに販売支援アプリとして「信託商品販売管理アプリ」と 「資産承継アプリ」(※)の提供を開始しました。

本件により、お客さまの生前贈与手続きをサポートする暦年贈与型金銭信託が、 七十七銀行でお申し込みいただけます。

また、販売支援アプリにより、お客さまの相続税・贈与税の簡易なシミュレーションの提供や暦年贈与型金銭信託の申込受付・販売状況の管理等が、七十七銀行の営業担当者のタブレット端末等で可能となります。

高齢化を背景に資産承継や相続に対する関心が高まるなか、みずほ信託銀行は 地域金融機関と連携し、専門性の高い信託商品をより身近にご提供することで、 お客さまのニーズにお応えしていきます。

※詳細は下記リリースをご参照願います。

2018年8月31日付「タブレットでの信託商品販売管理アプリケーションの開発について」

https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20180831.pdf

2018年9月27日付「地域金融機関向け『資産承継アプリ』の提供開始について」

https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20180927.pdf

## 【「<七十七>現在のあなたへ」商品概要】

取扱開始日: 2021 年 4 月 1 日

信託金額 :500 万円以上(1 万円単位)

信託期間 : 信託契約日から、5年以上30年以下でお客さまがご指定した

期間後に最初に到来する計算期日まで

運用方法 : 主に七十七銀行の定期預金において運用

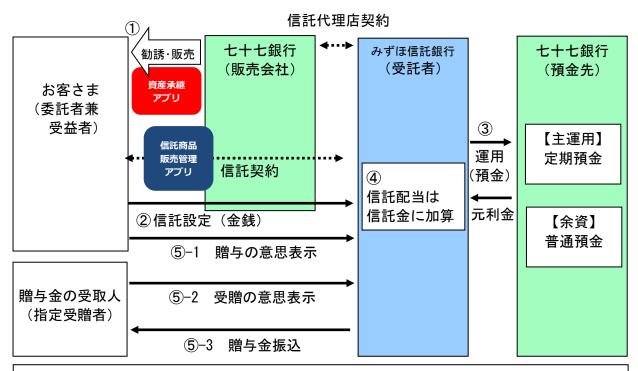
元本補填 : ありません

贈与手続:お客さまは、年に1回、贈与手続が可能

みずほ信託銀行は、受託者所定の手続により、お客さまからご指定

頂いた金額を贈与金の受取人(指定受贈者)の口座に振込

## 【「<七十七>現在のあなたへ」スキーム】



- ① 七十七銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店(登録金融機関)と して七十七銀行のお客さまに「<七十七>現在のあなたへ」を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に七十七銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果(定期預金の利息)から信託配当を交付し、 お客さまの信託金に加算。
- ⑤ お客さまは、年に1回、受託者所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客さまが指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。